

宇川地域拠点施設整備基本計画策定業務 公募型プロポーザル募集要領

宇川地域拠点施設整備基本計画策定業務の内容及び同業務に係る公募型プロポーザルに関する各種手続き、要件、審査等の内容について必要な事項を定める。

1 業務概要

(1) 業務名

宇川地域拠点施設整備基本計画策定業務

(2) 業務内容

宇川地域における地域活動の場として住民に親しまれている宇川アクティブライフハウス（旧下宇川保育所）は、建設から約40年が経過し老朽化が著しいことから、地域活動を活性化させにぎわいのある持続可能な地域づくりを進めていくためには地域コミュニティの拠点施設の整備が必要である。

本プロポーザルは、宇川アクティブライフハウスの今後のあり方や工事中である上野・平バイパス（国道178号線）の完成も見据えた現状と課題を整理し、宇川地域におけるコミュニティづくりや地域活動の拠点として施設のあるべき姿を検討するとともに、設置する場所をはじめ、物販施設や生涯学習施設等の必要な機能やその規模等、整備の方向性をまとめるための基本計画を策定する業務である。

詳細は、別紙の宇川地域拠点施設整備基本計画策定業務特記仕様書（参考案）（以下「特記仕様書」という。）のとおり。なお、特記仕様書は、成果として求める最低限の内容を示すものであり、技術提案の内容を制限するものではありません。

(3) 業務期間

契約締結日の翌日から令和6年3月28日まで

(4) 委託限度額

金 4,500,000円（消費税及び地方消費税を含まない。）

2 参加資格要件

(1) 参加資格要件

本プロポーザルに参加しようとする者は、次の要件を満たす者とする。

ア 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。

イ 京丹後市建設工事等に係る指名停止等の措置要綱（平成16年京丹後市告示第16号）に基づく指名停止がなされていない者であること。

ウ 京丹後市税並びに国税（所得税又は法人税、消費税及び地方消費税）を滞納していない者であること。

エ 京丹後市暴力団等排除措置要綱（平成23年京丹後市告示第68号）に基づく

- 排除措置を受けていない者及び同要綱別表に掲げる措置要件に該当しない者であること。
- オ 会社更生法（平成14年法律第154号）及び民事再生法（平成11年法律第225号）の規定に基づく更正又は再生手続きをしていない者であること。
- カ 建築士法（昭和25年法律第20号）第23条第1項の規定による登録のある者。
- ①担当者として配置する技術者は、建築士法（昭和25年法律第202号）に基づく一級建築士を1人は必ず配置するものとし、受注者とプロポーザル参加申込前1年以上の直接かつ恒常的な雇用関係にあること。
- キ 民間事業者グループで申し込む場合は、必ず代表事業者1者を選定。代表事業者が全ての責任を負うものとし、次に掲げる要件を全て満たしている者であること。
- ①全ての構成員が上記アからオの要件を満たしていること。
- ②いずれかの構成員が、上記カの要件を満たしていること。
- ③民間事業者グループの構成員は、本プロポーザルにおいて、他の応募者及び構成員となることは出来ない。

3 候補者の選定方法

市職員で構成する宇川地域拠点施設整備基本計画策定業務プロポーザル選定委員会（以下「選定委員会」という。）により非公開で審査を実施し、委託候補者1者及び次席者（優先順位を付します。）を選定します。

なお、参加表明者が1者の場合であっても、審査の結果、最低基準点に達していれば委託候補者とします。審査の経緯及び結果についての異議の申し立ては受け付けません。

4 実施スケジュール

内容	期日等
公募型プロポーザル公告	令和5年8月4日（金）
質問受付	令和5年8月16日（水）まで
質問への回答	令和5年8月18日（金）以降、ホームページで回答
参加申込書の受付	令和5年8月4日（金）から令和5年8月21日（月）
参加資格審査結果通知	審査後、速やかに通知
技術提案書の受付	令和5年8月21日（月）から令和5年9月4日（月）
技術提案の審査 プレゼンテーション	令和5年9月8日（金）予定
プロポーザル審査結果通知	令和5年9月11日（月）予定

5 参加申込

(1) 提出書類

- ア プロポーザル参加申込書又は事業者グループ参加申込書(様式1-1又は1-2)
- イ 会社概要書(様式2)
- ウ 納税証明書
 - ①京丹後市内事業者の場合
京丹後市が発行する納税証明(滞納なし証明)及び税務署が発行する納税証明書(「その3の2(個人用)」又は「その3の3(法人用)」)
 - ②京丹後市外事業者の場合
税務署が発行する納税証明書(「その3の2(個人用)」又は「その3の3(法人用)」)
- エ 建築士法(昭和25年法律第20号)第23条第1項の規定による登録の証明書
- オ 担当者として配置する建築士の一級建築士免許証の写し及び社会保険証の写し

(2) 提出部数

- 2部(正本・副本 各1部)
- 様式番号順に並べ、左端上部1か所をホッチキス留め。

(3) 提出期間及び提出先

令和5年8月4日(金)から令和5年8月21日(月)まで(土・日・祝を除く午前8時30分から午後5時15分まで)

〒627-0201 京都府京丹後市丹後町間人1780番地
京丹後市 市長公室 丹後市民局
電話番号(直通) 0772-69-0714
メールアドレス tango-shimin@city.kyotango.lg.jp

(4) 提出方法

郵送(提出期間に必着)又は持参

(5) 参加資格の審査

書面による審査を行い、審査結果について参加申込者全員に通知します。

6 技術提案及び審査

参加資格審査により参加資格があると認められた者からの、技術提案、プレゼンテーション、ヒアリングにより審査します。

(1) 提出書類

- ア 類似業務実績表(様式3)

- イ 技術提案書（様式４）
- ウ 業務実施方針（様式５）
- エ 業務実施体制（様式６）
- オ 業務実施内容（様式７）
- カ 業務工程表（様式８）
- キ 特定テーマに係る技術提案（様式９）
- ク 参考見積書（積算内訳も添付）※任意様式、税抜き価格

(2) 提出部数

８部（正本１部、副本１部、審査用６部）

様式番号順に並べ、左端上部１か所ホッチキス留め。

※正本・副本は様式３から様式９及び参考見積書

※審査用は様式５から様式９まで（参考見積書除く）

(3) 提出期間及び提出先

令和５年８月２１日（月）から令和５年９月４日（月）まで（土・日・祝を除く
午前８時３０分から午後５時１５分まで）

〒６２７－０２０１ 京都府京丹後市丹後町間人１７８０番地

京丹後市 市長公室 丹後市民局

電話番号（直通） ０７７２－６９－０７１４

メールアドレス tango-shimin@city.kyotango.lg.jp

(4) 提出方法

郵送（提出期間に必着）又は持参するとともに、提出先メールアドレス宛に提出
期間内にデータ送付してください。

(5) 評価項目

技術提案の評価項目は次のとおり。

審査事項	評価項目	配点
業務実施方針	取組方針等に係る提案内容	４０点
	(１) 業務実施方針	(１０)
	(２) 業務実施体制	(１０)
	(３) 業務実施内容	(１５)
	(４) 業務工程	(５)
実施方針の妥当性 (適格性、機能 性、成果達成の期 待度など)	特定テーマに係る技術提案内容	５０点
	(１) 場所・機能に関すること	(２５)
	(２) 独自性に関すること	(２５)

プレゼンテーション能力	技術提案、プレゼンテーション及びヒアリングの的確さ、分かりやすさ	5点
経費の見積価格	<p>算式：(5点-1) × [{1- (見積価格※¹) ÷ (予定価格※²) } ×4] +1</p> <p>※¹：該当提案者の見積価格（税別）</p> <p>※²：4,500,000円（税別）</p> <ul style="list-style-type: none"> ● [] 内が1を超える場合は一律1として算定する。 ● 算定結果は小数点第一位までとし、小数点第二位以下を切り捨てる。 ● 見積価格が4,500,000円（税別）を超える場合は失格とする。 	5点
合計		100点

合計得点が最低基準点である60点を下回る場合は、失格とします。

評価指標の詳細は評価基準表を参照ください。

(6) プレゼンテーション及びヒアリング

ア 実施日

令和5年9月8日（金）予定

開始時間、場所等の詳細については、後日通知する。

※状況により、オンラインによるプレゼンテーションに変更する場合があります。

イ 説明者

4人以内（総括責任者は出席すること）

説明はパワーポイント等を使用することができます。ディスプレイ（HDMI端子接続）は市で準備します。パソコン等の必要な機器及びインターネット通信環境は説明者が準備してください。

ウ 時間

プレゼンテーションは40分程度（説明20分、ヒアリング20分程度）

エ その他

- ・プレゼンテーション及びヒアリングは非公開とする。
- ・自己のプレゼンテーション及びヒアリング時以外は入室（傍聴）を認めません。

(7) 審査

書類、プレゼンテーション及びヒアリングによる審査を行います。

ア 審査方法

選定委員会委員により点数評価します。

イ 選定等

評価点により順位付けします。

(8) 技術提案審査結果の通知

技術提案審査結果の通知を参加申込者全員に通知します。

通知時期：令和5年9月11日（月）予定

7 資料について

資料は京丹後市ホームページに掲載

8 質問及び回答

(1) 提出様式・提出方法

宇川地域拠点施設整備基本計画策定業務 公募型プロポーザル質問書（様式10）
により電子メールで提出すること。

<宛先：担当部署>

京丹後市 市長公室 丹後市民局

E-mail tango-shimin@city.kyotango.lg.jp

電話番号（直通） 0772-69-0714

メール表題は「プロポーザルに係る質疑」としてください。

2営業日以内に受領確認のメールをお返しすることを基本としますが、返信がない場合は担当部署までお問合せください。

(2) 質問期限及び回答方法

令和5年8月16日（水）まで。

質問に対する回答は、令和5年8月18日（月）以降、京丹後市ホームページに掲載します。

9 失格

次のいずれかに該当する場合には失格とする。

- (1) 提出期限、提出先等、必要書類の提出が定められた方法に適合しない場合
- (2) 提出した書類に虚偽の内容を記載した場合
- (3) 本要領に示した技術提案書等の作成及び提出に関する条件に適合しない場合
- (4) 見積額の金額が1（4）の委託限度額を超える場合
- (5) 評価の公平性に影響を与える行為があった場合
- (6) 2（1）の参加資格要件を欠くこととなった場合
- (7) その他選定結果に影響を及ぼすおそれのある不正行為を行った場合

10 契約

選定委員会により特定された委託候補者と契約締結交渉を行います。なお、契約交渉が不調の時は、次点者と交渉を行います（次点者不調の場合は、さらに次の順位の次点

者と交渉を行います。以下同様に取り扱います。)

また、委託候補者の特定後、業務委託契約時における委託料は、見積価格以内とする。

1.1 その他

- (1) 本プロポーザルにおいて使用する言語、通貨及び単位は、日本語、日本国通貨、日本の標準時及び計量法に定める単位とします。
- (2) 参加に要する経費は、参加者の負担とする。
- (3) プロポーザル参加申込書の提出後、申請内容に変更が生じた場合は、書面により速やかに報告するものとする。
- (4) 1者につき1提案とする。
- (5) 追加資料の提出を求めることがあります。
- (6) 提出書類は返却しません。
- (7) 提出期限後の提出書類の再提出及び差替えは認めない。
- (8) 提出書類を郵送した場合において、不達、遅配を原因とする参加者の不利益が生じたとしても本市は責任を負いません。
- (9) 提出されたすべての書類は、本プロポーザル以外の目的には使用しません。
- (10) 技術提案書等に虚偽の記載をした場合は、当該技術提案書等を無効にするとともに、本市の指名停止措置を行うことがあります。
- (11) 提案書の著作権は、提出者に帰属します。ただし、公平性、透明性、客観性を期するため、市ホームページ等で公表することがありますので、了承してください。
- (12) 審査基準の詳細は公表しない。
- (13) 本業務は、この要領に定めるもののほか、関係法令、京丹後市の規則等の定めるところにより実施する。
- (14) 提出した書類は、京丹後市情報公開条例（平成16年京丹後市条例第7号）の規定に基づき公開する場合がある。